

付注 社会資本ストック、民間企業資本ストック

本調査で推計している社会資本ストック、民間企業資本ストックの推計方法、対象分野等の概要は以下のとおりである。

社会資本ストック

	推計方法	ベンチマーク	基準年次	分野
内閣府 「日本の社会資本 2017」	PI 法：道路、港湾、鉄道、農林漁業（農業、林業） BY 法：航空、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、文教施設（学校施設・学術施設）、治水、治山、海岸、農林漁業（漁業）、郵便、国有林、工場用、工業用水道、庁舎	1953 年度（航空、公共賃貸住宅、廃棄物処理、水道、文教施設（学校施設・学術施設）、治水、治山、海岸、農林漁業（漁業）、郵便、国有林、工場用、工業用水道、庁舎） 1963 年度（下水道、都市公園、文教施設（社会教育施設・社会体育施設・文化施設）、工場用、工業用水道）	2011 年	18 部門 道路（高速を含む）、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工場用、工業用水道、庁舎 都道府県別社会資本ストックの推計対象は鉄道、郵便を除く 16 部門 ※2014 年度までデータを公表
都道府県別経済財政モデルデータベース	2014 年度まで「日本の社会資本 2017」の純資本ストック、2015 年度を延長推計（粗資本ストックも参考系列として推計）		2011 年	16 部門 道路、港湾、航空、住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、学校施設、社会教育、治水、治山、海岸、農林漁業、工場用、工業用水道、庁舎 ※1 学校と社会教育を足したものが上記の文教施設に相当する。 ※2 国有林は推計対象に含まず。

民間企業資本ストック

	推計方法	ベンチマーク	基準年次	分野
①内閣府 「国民経済計算」固定資本ストックマトリックス	BY 法（純資本）	1955 年	2011 年	農林水産業、鉱業、製造業（食料品、繊維製品、パルプ・紙・紙加工品、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、はん用・生産用・業務用機械、電子部品・デバイス、電気機械、情報・通信機器、輸送用機械、その他の製造業）、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、建設業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービス
②内閣府 「都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース平成 23 年 3 月時点）」	BY 法（粗資本）	1970 年	2000 年	農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維工業、パルプ・紙、化学工業、石油・石炭、窯業・土石、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他の製造業）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業
都道府県別経済財政モデルデータベース	2009 年度まで①を②の比で都道府県に按分、2010 年度以降延長推計（2005 年価格粗資本ストックも参考系列として推計）		2011 年	固定資本ストックマトリックスに準拠（公務を除き、合計額が民間部門計に一致するよう調整）

- 注) • PI 法（ペーペチュアル・インベントリー法）：各期の投資額を積み上げるとともに、粗資本の場合は除却（耐用年数を経る等その機能を果たさなくなった資産）、純資本の場合は減耗（物理的な除却だけでなく耐用年数を経ることによる価値の低下分も含む）分を控除することにより、資本ストックを推計する方法。
- BY 法（ベンチマーク法）：ベンチマークとなるストックを起点として設定し、以降、PI 法と同様に投資額を加算し、除却・減耗分を控除して資本ストックを推計する方法。